(平成28年12月20日規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、多古町企業誘致条例(平成28年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

- 第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、日本標準産業分類(平成25年総 務省告示第405号)に定める産業のうち次に定めるものとする。
  - (1) 大分類A-農業のうち中分類 01 農業のうち植物工場に限るもの。ただし、植物工場とは、施設内で植物の生育環境を制御して、野菜等の植物の計画的な生産を行うことができる栽培施設をいう。
  - (2) 大分類E-製造業
  - (3) 大分類G-情報通信業
  - (4) 大分類H-運輸業、郵便業
  - (5) 大分類 I 一卸売業、小売業
  - (6) 大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業
  - (7) 大分類M-宿泊業、飲食サービス業内、中分類 75 宿泊業内、小分類 751 旅館、 ホテル
  - (8) 大分類N-生活関連サービス業、娯楽業内、中分類 80 娯楽業内、小分類 805 公園、遊園地
  - (9) 大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類89自動車整備業、中分類90機械等修理業及び中分類92その他の事業サービス業に掲げるコールセンター業

(指定申請)

- 第3条 条例第5条第1項の規定による申請は、指定企業指定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
  - (1) 法人の登記事項証明書又は営業開始届出済証明書
  - (2) 定款又はこれに準ずるもの
  - (3) 土地等売買契約書の写し
  - (4) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項の確認済証の写し及び同 法第 7 条第 5 項の検査済証の写し
  - (5) 事業所の位置図及び配置図
  - (6) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿
  - (7) その他町長が必要と認める書類

(指定通知)

第4条 町長は、条例第5条第3項の規定により指定企業の指定を行ったときは、指 定企業指定通知書(別記第2号様式)により申請をした企業等に通知するものと する。

(交付申請)

- 第5条 条例第6条第1項の規定による申請は、次に掲げる奨励金の区分に応じ、当 該各号に定める申請書により行うものとする。
  - (1) 企業奨励金 企業奨励金交付申請書(別記第3号様式)
  - (2) 雇用促進奨励金 雇用促進奨励金交付申請書(別記第4号様式)
  - (3) 従業員転入奨励金 従業員転入奨励金交付申請書(別記第5号様式)
- 2 前項の申請書による申請期間及び当該申請書に添付する書類は、別表第1のとおりとする。

(交付決定通知)

- 第6条 町長は、条例第6条第2項の規定により奨励金の交付を行うときは、奨励金 交付決定通知書(別記第6号様式)により指定企業に通知するものとする。 (奨励金の請求)
- 第7条 指定企業は、前条に規定する通知書の通知を受けたときは、速やかに奨励金 交付請求書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。 (内容変更等の届出)
- 第8条 条例第7条第1号の規定による届出は、指定企業指定申請内容変更届出書 (別記第8号様式)に当該変更の事実を証明する書類を添付して行うものとする。
- 2 条例第7条第2号の規定による届出は、指定企業事業休止(廃止)届出書(別記 第9号様式)により行うものとする。

(指定の取消し)

- 第9条 町長は、条例第9条の規定により指定企業の指定を取り消すときは、指定企業指定取消通知書(別記第10号様式)により当該指定企業に通知するものとする。 (奨励金の返還等)
- 第10条 町長は、条例第10条の規定により奨励金の交付決定を取り消し及び奨励金 の返還を命ずるときは、奨励金交付決定取消通知書(別記第11号様式)又は、奨 励金返還命令書(別記第12号様式)により当該企業等に通知するものとする。
- 2 条例第10条の規定により返還を求める額は、別表第2に定める算定方法によるものとする。ただし、算定金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(地位の承継)

第11条 条例第11条の規定により指定企業の事業を承継した企業等は、指定企業指 定承継申請書(別記第13号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しな ければならない。

- (1) 承継の事実を証明する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定企業指定承継承認通知書 (別記第14号様式) により申請をした企業等に通知するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(有効期限等)

- 2 この規則は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この規則の失効前に第5条に規定する申請をした企業等については、なお従前の 例による。

#### 別表第1(第5条関係)

奨励金の種 類	交付申請期間	添付書類
企業奨励金	交付の対象となる年度に課された固定資産 税の最終納期限日から3か月以内の期間	<ul><li>(1) 当該年度における固定資産税の納税証明書</li><li>(2) その他町長が必要と認める書類</li></ul>
雇用促進奨 励金	事業開始の日から起算して1か年を経過した日から3か月以内の期間	<ul><li>(1) 申請に係る従業員の住民票の写し</li><li>(2) 雇用の事実を証明する書類</li><li>(3) 雇用保険被保険者証の写し</li><li>(4) その他町長が必要と認める書類</li></ul>
従業員転入 奨励金	事業開始の日から起算して1年6か月を経 過した日から3か月以内の期間	<ul><li>(1) 申請に係る従業員の住民票の写し</li><li>(2) 雇用の事実を証明する書類</li><li>(3) 雇用保険被保険者証の写し</li><li>(4) その他町長が必要と認める書類</li></ul>

## 別表第 2(第 10 条関係)

事業期間	企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金返還額の算定 方法
事業開始日から 5年目経過日ま で	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨 励金の合計額
5年目経過日の 翌日から 6年目経過日ま で	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨 励金の合計額に8/10を乗じた額
	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨 励金の合計額に6/10を乗じた額
7年目経過日の 翌日から 8年目経過日ま で	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入 奨励金の合計額に4/10を乗じた額
	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨 励金の合計額に2/10を乗じた額
9年目経過日の 翌日から 10年目経過日 まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨 励金の合計額に1/10を乗じた額

# 別記第1号様式

指定企業指定申請書 [別紙参照]

# 第2号様式

指定企業指定通知書 [別紙参照]

## 第3号様式

企業奨励金交付申請書

#### [別紙参照]

#### 第4号様式

雇用促進奨励金交付申請書 [別紙参照]

### 第5号様式

従業員転入奨励金交付申請書 「別紙参照]

### 第6号様式

奨励金交付決定通知書 [別紙参照]

### 第7号様式

奨励金交付請求書 [別紙参照]

### 第8号様式

指定企業指定申請內容変更届出書 [別紙参照]

### 第9号様式

指定企業事業休止 (廃止) 届出書 「別紙参照〕

### 第 10 号様式

指定企業指定取消通知書 [別紙参照]

### 第11号様式

奨励金交付決定取消通知書

### [別紙参照]

## 第 12 号様式

奨励金返還命令書 [別紙参照]

# 第 13 号様式

指定企業指定承継申請書 [別紙参照]

## 第 14 号様式

指定企業指定承継承認通知書 [別紙参照]